

順天堂大学陸上競技部 OB・OG 会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は、順天堂大学陸上競技部 OB・OG 会（以下「本会」という。）と称する。

(本部)

第2条 本会は、本部を千葉県印西市平賀学園台1-1順天堂大学（以下「本学」という。）スポーツ健康科学部陸上競技研究室内に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦を図るとともに、本学陸上競技部の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦に関する事業
- (2) 会報誌の発行等広報活動に関する事業
- (3) 支部活動に関する事業
- (4) 本学陸上競技部の支援に関する事業
- (5) 会員の表彰に関する事業
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会員)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 本学陸上競技部に所属し、卒業した者
- (2) 準会員 本学を卒業した者のうち、本会の目的に賛同し、入会を希望する者
- (3) 賛助会員 本会の目的に賛同し、入会を希望する者

2 但し、(2)、(3)については、幹事会、総会の承認を得ることとする。

(会費)

第6条 本会の会費は、入会金及び年会費とする。

(年会費)

第7条 本会の入会金は、5,000円とする。但し、新規卒業生については入会金をもって初年度の会費とする。

(入会金納入)

第8条 入会金の納入は、次のとおりとする。

- (1) 正会員は、本学卒業時に納入する。
- (2) 準会員及び賛助会員は、入会承認後に納入する。

(年会費)

第9条 年会費は、1口5,000円とし、希望する口数とする。

(年会費納入)

第10条 年会費は、本会会則第27条に定める会計年度内に毎年納入する。但し、会員の要請により複数年分を一括納入することができる。

2 前項に規定する納入は、本部が指定する方法とする。

(会費返還)

第11条 本会に納入された会費その他拠出金は、これを返還しない。

(会費未納)

第12条 年会費未納の会員は、本会事業に関し、受益権はないものとする。

2 前項に規定する受益権は、年会費を全額納入した場合この限りではない。

第3章 支部

(支部)

第13条 本会の目的を達成するため、各都道府県に支部を置く。

2 会員は、現住所または勤務地を有する支部に所属しなければならない。

3 支部所属会員の互選により支部長を置く。

第4章 役員

(配置)

第14条 本会を運営するため、次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 若干名

(3) 幹事長 1名

(4) 幹事 若干名

(5) 監査 若干名

(選任)

第15条 本会の会員は、役員会の推薦により総会の議決によって選任する。

2 前項の役員には、本学陸上競技部スタッフを含まないものとする。

(職務)

第16条 役員は、本会会則第23条及び第24条に定めるところにより職務を執行する。

2 会長は、本会を代表し、会務を統治する。

3 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは会務を代理する。

4 幹事長は、幹事会を代表し、業務の執行を統括する。

5 幹事は、業務を分担し執行する。

6 監査は、本会の財産、事業並びに会計を監査し、総会に報告する。

(任期)

第17条 役員任期は、2年とする。但し、再任は妨げない。

第5章 顧問

(顧問)

第18条 本会は、顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長経験者並びに会長の推薦により総会の承認を得た者とする。

3 顧問は、会長の要請により会議に出席し、諮問に応ずることができる。

第6章 会議

(会議)

第19条 会議は、総会、臨時総会、支部代表者会、役員会、及び幹事会とする。

(総会)

第20条 総会は、毎年度1回、会長が招集し、次の事項を審議決定する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 事業計画及び収支予算
- (4) 会則等の制定及び変更
- (5) 前各号に定めるもののほか総会で決議すべき事項

2 総会の議長は、会長がこれにあたる。

3 総会の決議は、出席者の過半数をもって行う。

(臨時総会)

第21条 臨時総会は、必要がある場合に開催する。

2 臨時総会は、会長が招集する。

(支部代表者会)

第22条 支部代表者会は、会長が招集し、総会の未決議事項を審議、決定する。

(役員会)

第23条 役員会は、必要に応じ会長が招集し、会務を処理し本会の運営に当たる。

(幹事会)

第24条 幹事会は、幹事長が招集し、会務を処理し、執行する。

2 幹事会は、会務執行の効率を図るため、総務、会計等の職務を幹事に分担し執行する。

第7章 委員会

(委員会)

第25条 本会の事業を推進するために必要であるときは、委員会を置くことができる。

2 委員会の任務、構成及び運営に関しては、役員会において定める。

第8章 事務局

(設置等)

第26条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局の組織及び運営に関しては、役員会において定める。

第9章 会計年度

(会計年度)

第27条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

附則

昭和39年4月1日より実施する。

昭和53年1月2日より変更し、実施する。

昭和56年1月2日より変更し、実施する。

平成7年1月2日より変更し、実施する。

この会則は平成29年1月4日から施行する。

この会則は平成31年4月1日から施行する。